

平成 27 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 34 号	平成 26 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断 比率の報告について ……………	1
〃 第 35 号	平成 26 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不 足比率の報告について ……………	2
〃 第 36 号	平成 26 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定に ついて ……………	(別冊)
〃 第 37 号	平成 26 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 歳入歳出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 38 号	平成 26 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 39 号	平成 26 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 40 号	平成 26 年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入 歳出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 41 号	平成 26 年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入 歳出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 42 号	平成 26 年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決 算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 43 号	平成 26 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について ……………	(別冊)
〃 第 44 号	平成 26 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計歳入歳出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 45 号	平成 26 年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出 決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 46 号	平成 26 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について ……………	(別冊)
〃 第 47 号	平成 26 年度奈良市病院事業会計決算の認定につい て ……………	(別冊)
〃 第 48 号	平成 26 年度奈良市水道事業会計決算の認定につい て ……………	(別冊)

奈良市報告第 49 号	平成 26 年度奈良市都祁水道事業会計決算の認定について	(別冊)
〳 第 50 号	平成 26 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算の認定について	(別冊)
〳 第 51 号	平成 26 年度奈良市下水道事業会計決算の認定について	(別冊)
〳 第 52 号	奈良市第 4 次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成 23 年度～平成 26 年度) 及び実施計画(平成 27 年度) の報告について	3
〳 第 53 号	市長専決処分の報告について	4
〳 第 54 号	市長専決処分の報告について	7
〳 第 55 号	市長専決処分の報告について	9
〳 第 56 号	市長専決処分の報告について	11
〳 第 57 号	市長専決処分の報告について	13
〳 第 58 号	市長専決処分の報告について	15
〳 第 59 号	市長専決処分の報告について	17
〳 第 60 号	市長専決処分の報告について	19
〳 第 61 号	市長専決処分の報告について	21
〳 第 62 号	市長専決処分の報告について	23
〳 第 63 号	市長専決処分の報告について	25
奈良市議案第 80 号	平成 27 年度奈良市一般会計補正予算(第 2 号)	27
〳 第 81 号	平成 27 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	30
〳 第 82 号	平成 27 年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	32
〳 第 83 号	奈良市役所出張所設置条例の一部改正について	65
〳 第 84 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	66
〳 第 85 号	奈良市手数料条例の一部改正について	67
〳 第 86 号	奈良市税条例の一部改正について	69
〳 第 87 号	奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	81

奈良市議案第 88 号	奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について……………	83
〳 第 89 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について……………	85
〳 第 90 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	86
〳 第 91 号	平成 26 年度奈良市病院事業会計資本剰余金の処分について……………	87
〳 第 92 号	平成 26 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	88
〳 第 93 号	財産の取得について……………	89
〳 第 94 号	財産の取得について……………	90
〳 第 95 号	工事請負契約の締結について……………	91
〳 第 96 号	損害賠償の額の決定について……………	98
〳 第 97 号	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について……………	99
〳 第 98 号	固定資産評価員の選任について……………	100
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	102
〳 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	105
〳 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	107

平成26年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比率名	平成26年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	13.3	25.0
将来負担比率	182.9	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

平成26年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		平成26年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	都祁水道事業会計	—	
	月ヶ瀬簡易水道事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	
法非適用	針テラス事業特別会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成23年度～平成26年度）及び実施計画（平成27年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成23年度～平成26年度）及び実施計画（平成27年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【前期基本計画】実施状況（平成23年度～平成26年度）及び実施計画（平成27年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

1 訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成27年8月10日

奈良市長 仲川元庸


記

- 1 訴えの提起について

訴えの提起について

本市は、アルミ缶及びスチール缶の売却代金の支払いを求めるため行った支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがあったため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名


東市リサイクルこと 南浦 清江

2 訴えの要旨

本市は、平成20年12月24日から平成23年3月31日までの間、相手方に対しアルミ缶及びスチール缶を売却したが、その代金が支払われないため、平成27年6月2日に支払督促の申立てを行った。この支払督促に対し督促異議の申立てがあったため、本市が売却したアルミ缶の代金38,800,374円及びスチール缶の代金7,201,853円の合計46,002,227円並びにこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求めるため、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるものとして、訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年5月22日午前9時40分頃、奈良市大宮町一丁目地内において、公用車のドアを本市職員が開けたところ、相手方の原動機付自転車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 38,901円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年7月9日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年5月18日午後0時20分頃、奈良市平松四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 27,840円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年7月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年5月25日午後1時45分頃、奈良市宝来四丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 165,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年7月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年6月18日午後0時20分頃、奈良市南魚屋町地内において、本市の公用車が相手方建物の庇を破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 108,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年7月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年6月11日午後1時10分頃、奈良市東紀寺町一丁目地内において発生した、本市の救急自動車と相手方の普通乗用車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 147,420円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年5月22日、奈良市神功一丁目地内において、市道の街路樹の根が相手方の敷地の石垣の下に伸び、石垣を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 426,060円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月8日午後10時40分頃、奈良市若葉台二丁目地内において発生した、市道の陥没により、相手方の軽自動車のフロントバンパー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 160,531円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月20日午前9時50分頃、奈良市八条五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 123,120円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月22日午前7時10分頃、奈良市学園大和町三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 19,947円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年8月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年7月23日午前8時5分頃、奈良市八条町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 8,145円

平成27年度奈良市一般会計
補正予算（第2号）

平成27年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ375,854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,697,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		千円 23,320,279	千円 79,402	千円 23,399,681
	1. 国庫負担金	18,821,447	13,502	18,834,949
	2. 国庫補助金	2,702,865	55,900	2,758,765
	4. 国庫交付金	1,662,410	10,000	1,672,410
16. 県支出金		6,734,131	13,773	6,747,904
	1. 県負担金	5,375,264	6,751	5,382,015
	2. 県補助金	966,897	7,022	973,919
19. 繰入金		595,976	45,000	640,976
	1. 基金繰入金	595,976	45,000	640,976
20. 繰越金		-	237,679	237,679
	1. 繰越金	-	237,679	237,679
歳入合計		127,321,300	375,854	127,697,154

(註) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 . 総 務 費		千円 15,341,762	千円 73,380	千円 15,415,142
	3 . 徴 税 費	1,131,863	62,000	1,193,863
	4 . 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	610,206	11,380	621,586
3 . 民 生 費		53,560,361	241,474	53,801,835
	1 . 社 会 福 祉 費	24,091,022	111,088	24,202,110
	2 . 児 童 福 祉 費	16,240,105	87,906	16,328,011
	3 . 生 活 保 護 費	13,050,618	42,480	13,093,098
7 . 商 工 費		1,578,868	10,000	1,588,868
	1 . 商 工 費	1,578,868	10,000	1,588,868
8 . 観 光 費		959,538	15,000	974,538
	1 . 観 光 費	959,538	15,000	974,538
9 . 土 木 費		8,869,334	36,000	8,905,334
	4 . 都 市 計 画 費	3,459,483	36,000	3,495,483
歳 出 合 計		127,321,300	375,854	127,697,154

平成27年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ318,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,818,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		千円 2,873,006	千円 277,687	千円 3,150,693
	2. 基金繰入金	-	277,687	277,687
10. 繰越金		-	40,399	40,399
	1. 繰越金	-	40,399	40,399
歳入合計		42,500,000	318,086	42,818,086

(註) 「第10款 諸収入」を 「第11款 諸収入」 に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 諸支出金		千円 45,800	千円 318,086	千円 363,886
	1. 還付及び 還付加算金	41,000	318,086	359,086
歳出合計		42,500,000	318,086	42,818,086

平成 27 年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29,530 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,990,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰越金		千円 -	千円 29,530	千円 29,530
	1.繰越金	-	29,530	29,530
歳入合計		26,961,000	29,530	26,990,530

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5.諸支出金		千円 9,000	千円 29,530	千円 38,530
	1.償還金及び 還付加算金	9,000	29,530	38,530
歳出合計		26,961,000	29,530	26,990,530

1. 一 般 会 計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(単位：千円)

(歳 入)	款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15	国庫支出金	23,320,279	79,402	23,399,681
16	県支出金	6,734,131	13,773	6,747,904
19	繰入金	595,976	45,000	640,976
20	繰越金	-	237,679	237,679
	歳 入 合 計	127,321,300	375,854	127,697,154

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	15,341,762	73,380	15,415,142	11,380			62,000	
3 民生費	53,560,361	241,474	53,801,835	69,295			172,179	
7 商工費	1,578,868	10,000	1,588,868	10,000			—	
8 観光費	959,538	15,000	974,538			15,000	—	
9 土木費	8,869,334	36,000	8,905,334	2,500		30,000	3,500	
歳 出 合 計	127,321,300	375,854	127,697,154	93,175		45,000	237,679	
				一般財源内訳		繰越金		237,679

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	18,714,160	13,502	18,727,662	6 地域型保育給付費負担金	13,502	地域型保育給付費負担金
計	18,821,447	13,502	18,834,949			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	278,963	11,380	290,343	3 戸籍住民基本台帳費補助金	11,380	個人番号カード交付事務費補助金
2 民生費国庫補助金	1,924,917	44,520	1,969,437	6 児童措置費補助金	522	延長保育促進事業費補助金
				9 児童福祉施設整備事業費補助金	43,998	保育対策総合支援事業費補助金
計	2,702,865	55,900	2,758,765			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	363,972	10,000	373,972	1 一般管理費国庫交付金	10,000	地域住民生活等緊急支援交付金
計	1,662,410	10,000	1,672,410			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金	4,821,477	6,751	4,828,228	5 地域型保育給付費負担金	6,751	地域型保育給付費負担金
計	5,375,264	6,751	5,382,015			

第16款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	788,422	4,522	792,944	1 社会福祉総務費補助金	4,000	地域医療介護総合確保基金事業費補助金
				5 児童措置費補助金	522	延長保育促進事業費補助金
4 農林水産業費県補助金	100,084	2,500	102,584	4 林業振興費補助金	2,500	ナラ枯れ被害対策事業補助金
計	966,897	7,022	973,919			

第16款 県支出金

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 町並み保存整備事業基金繰入金	64,250	45,000	109,250	1 町並み保存整備事業基金繰入金	45,000	町並み保存整備事業基金繰入金
計	595,976	45,000	640,976			

第19款 繰入金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	237,679	237,679	1 繰越金	237,679	歳計剰余繰越金
計	—	237,679	237,679			

第20款 繰越金

3. 歳出
第2款

総務費

第3項

徴税費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 賦課徴収費	464,666	62,000	526,666	一般財源 62,000	23 償還金利子及び割引料	62,000	自主納税促進経費
計	1,131,863	62,000	1,193,863	特定財源 0 一般財源 62,000			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	610,206	11,380	621,586	11,380 特定財源 (内訳) 国庫支出金 11,380	4 共済費 7 賃金 11 需用費 12 役務費 19 負担金補助及 び交付金	43 4,968 241 6,120 8	戸籍住民基本台帳事務経費
計	610,206	11,380	621,586	特定財源 一般財源 0			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,162,326	111,088	2,273,414	4,000 特定財源	13 委託料	4,000	社会福祉事務経費
				(内訳) 県支出金 4,000 一般財源 107,088	23 償還金利子及び割引料	107,088	
計	24,091,022	111,088	24,202,110	特定財源 4,000 一般財源 107,088			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	1,164,525	8,406	1,172,931	8,406 一般財源	1 報酬	200	児童福祉事務経費	
					9 旅費	67		
					11 需用費	30		
					12 役務費	3		
					23 償還金利子及び割引料	8,106		
2 児童措置費	8,869,299	30,000	8,899,299	21,297 特定財源 (内訳) 国庫支出金 14,024 県支出金 7,273	19 負担金補助及び交付金	30,000	小規模保育事業経費	
9 児童福祉施設整備事業費	59,804	49,500	109,304	43,998 特定財源 (内訳) 国庫支出金 43,998	19 負担金補助及び交付金	49,500	49,500	児童福祉施設整備費補助事業
					19 負担金補助及び交付金	49,500	49,500	児童福祉施設整備費補助事業
計	16,240,105	87,906	16,328,011	65,295 特定財源 22,611 一般財源				

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	530,118	42,480	572,598	一般財源 42,480	23 償還金利子及び割引料	42,480	セーフティネット支援対策等事業経費
計	13,050,618	42,480	13,093,098	特定財源 42,480 一般財源			

第3款 民生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	90,792	10,000	100,792	特定財源 10,000 (内訳) 国庫支出金 10,000	13 委託料	5,000	中小企業振興対策経費
					19 負担金補助及び交付金	5,000	
計	1,578,868	10,000	1,588,868	特定財源 10,000 一般財源 0			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	657,249	15,000	672,249	15,000 特定財源 (内訳) 繰入金 15,000	19 負担金補助及 び交付金	15,000	奈良町町家保存活用事業経費
計	959,538	15,000	974,538	15,000 特定財源 一般財源 0			

第8款 観光費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 景観まちづくり り推進費	51,895	30,000	81,895	30,000 特定財源 (内訳) 繰入金 30,000	19 負担金補助及 び交付金	30,000	都市景観形成地区保存整備事業経 費
9 公園管理費	191,935	6,000	197,935	2,500 特定財源 (内訳) 県支出金 2,500 3,500 一般財源	13 委託料	6,000	公園管理経費
計	3,459,483	36,000	3,495,483	32,500 特定財源 3,500 一般財源			

第9款 土木費

4. 給与費明細書
非常勤特別職の報酬

款	名	称	補正前		補正後	
			人員	予算額 千円	人員	予算額 千円
民 生 費		民間保育所等選考審査委員会委員	-	-	5	200
合	計		5,274	257,658	5,279	257,858

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	2,873,006	277,687	3,150,693
10 繰越金	—	40,399	40,399
歳入合計	42,500,000	318,086	42,818,086

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 諸支出金	45,800	318,086	363,886			318,086	
歳 出 合 計	42,500,000	318,086	42,818,086			318,086	
				一般財源内訳 { 繰入金 277,687 繰越金 40,399			

2. 歳入
第9款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	—	277,687	277,687	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	277,687	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	—	277,687	277,687			

国民健康保険特別会計

第 10 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	40,399	40,399	1 繰越金	40,399	歳計剰余繰越金
計	—	40,399	40,399			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第 11 款 諸支出金

第 1 項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	10,000	318,086	328,086	一般財源 318,086	23 償還金 利子及び 割引料	318,086	国民健康保険償還金
計	41,000	318,086	359,086	特定財源 0 一般財源 318,086			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計

(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第2号)

1. 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	-	29,530	29,530
歳入合計	26,961,000	29,530	26,990,530

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 諸支出金	9,000	29,530	38,530			29,530	
歳出合計	26,961,000	29,530	26,990,530			29,530	
				一般財源内訳	繰越金	29,530	

2. 歳入
第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	29,530	29,530	繰越金	29,530	歳計剰余繰越金	
計	—	29,530	29,530				

介護保険特別会計

3. 歳出
第5款

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	の内訳	節		説明
						区分	金額	
2 償還金	—	29,530	29,530	一般財源	29,530	23	償還金利息及び 割引料	償還金経費
計	9,000	29,530	38,530	特定財源 一般財源	0 29,530			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計区分 性質区分	一般会計						特別会計	
	総務費	民生費	商工費	観光費	土木費	合計	国健康保険	民介護保険
人件費		200				200		
物件費	11,372	4,100	5,000		6,000	26,472		
補助費等	62,008	187,674	5,000	15,000	30,000	299,682	318,086	29,530
投資的経費		49,500				49,500		
普通建設事業		49,500				49,500		
補助		49,500				49,500		
計	73,380	241,474	10,000	15,000	36,000	375,854	318,086	29,530

物件費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	節 費	共 済 費	賃 金	旅 費	需 用 費	細 節			役 務 費	細 節 通 信 運 搬 費	委 託 料	計
						消 品 耗 費	食 糧 費	印 刷 製 本 費				
総 務 費		43	4,968		241	133		108	6,120	6,120		11,372
民 生 費				67	30	27	3		3		4,000	4,100
商 工 費											5,000	5,000
土 木 費											6,000	6,000
一 般 会 計 合 計		43	4,968	67	271	160	3	108	6,123	6,123	15,000	26,472

その 他 経 費 の 内 訳 表

附表2

(単位:千円)

会計及び款 節	報 酬	負 担 補 交	金 担 助 及 金 引 料	償 還 金 及 引 料	計
総 務 費		8		62,000	62,008
民 生 費	200	30,000		157,674	187,874
商 工 費		5,000			5,000
観 光 費		15,000			15,000
土 木 費		30,000			30,000
一 般 会 計 合 計	200	80,008		219,674	299,882
国 民 健 康 保 険				318,086	318,086
介 護 保 険				29,530	29,530

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
民生費			49,500	43,998				5,502	
	補	児童福祉施設整備事業	49,500	43,998				5,502	小規模保育事業所施設整備費補助
一	般	会 計 合 計	49,500	43,998				5,502	

奈良市役所出張所設置条例の一部改正について

奈良市役所出張所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 9 月 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

奈良市役所出張所設置条例（昭和 30 年奈良市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市東部出張所の項中「奈良市大柳生町 4, 254 番地」を「奈良市大柳生町 4, 735 番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旧興東中学校の施設を改修し、東部出張所として活用することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第14の3項を第14の4項とし、第14の2項の次に次のように加える。

14の3	通知カード再交付 手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コードの変更により返納した場合及び国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1枚につき 500円
------	-----------------	--	-------------------

第2条 奈良市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第14の4項を次のように改める。

14の4	個人番号カード再 交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コードの変更により返納	1枚につき 800円
------	-------------------	---	-------------------

		した場合及び国外転出により 返納した場合の再交付を除く 。)	
--	--	--------------------------------------	--

附 則

この条例中第1条の規定はこの条例の公布の日又は平成27年10月5日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

マイナンバー制度の導入に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止しようとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第28条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第29条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日までにその事由」を「納期限までに次に掲げる事項」に、「これ」を「減免を受けようとする事由」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

第70条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第70条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第79条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第82条の2第1項第1号及び第82条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第96条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第97条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「本項」を「この項」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第135条の3第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第143条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第155条第1項中「及び所在地並びに代表者の氏名」を「、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）」に改める。

第157条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「及び所在地並びに代表者の氏名」を「、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第17条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第23条を次のように改める。

第23条 削除

附則第28条の6第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第23条の改正規定並びに次条第5項及び附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について

適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第47条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する申請書について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第13条第2項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第28条第8項の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条第1項第1号、第70条の2第1項第1号及び第2項第1号、第79条第2項第1号、第82条の2第1項第1号並びに第82条の3第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第17条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第28条の6第1項第1号及び第3項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第70条第1項並びに第70条の2第1項及び第2項並びに附則第28条の6第3項に規定する申出書、新条例第79条第2項並びに附則第17条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第82条の2第1項及び第82条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第17条第2項及び第28条の6第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第70条第1項並びに第70条の2第1項及び第2項並びに附則第28

条の6第3項に規定する申出書、旧条例第79条第2項並びに附則第17条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第82条の2第1項及び第82条の3第1項並びに附則第10条の3各項、第17条第2項及び第28条の6第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第96条第2項第2号及び第97条第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第96条第2項並びに第97条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第23条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第104条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第107条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第107条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第107条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第107条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第101条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第10条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第107条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第108条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第107条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日

第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第9項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について

準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たば

こ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第107条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第107条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第109条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第110条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第135条の3第2項第1号の規定は、平成28年1月1日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第135条の3第2

項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第143条の規定は、平成28年1月1日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第143条の規定による申告については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第8条 新条例第155条第1項及び第157条第2項の規定は、平成28年1月1日以後に提出する新条例第155条第1項に規定する申告書又は新条例第157条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第155条第1項に規定する申告書又は旧条例第157条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、市税の減免申請期限の見直し等、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正について

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、同法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、同法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は同法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定特定施設入居者生活介護（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号）第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を提供した日から5年間

第13条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部

サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法及び関係省令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び
運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び奈良
市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び奈良市軽費老
人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 9 月 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例及び
奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予
防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成
25 年奈良市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 240 条中「第 8 条の 2 第 12 項」を「第 8 条の 2 第 10 項」に改める。

第 257 条中「第 8 条の 2 第 13 項」を「第 8 条の 2 第 11 項」に改める。

(奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年奈良市条
例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 1 号中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定 非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 9 月 2 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定
める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例（平成 25 年奈良市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人奈良 N P O センター	奈良市角振新屋町 8 番地	平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
特定非営利活動法人国際交 流ならふれあいの会	奈良市法蓮町 985 番地 の 6	平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
特定非営利活動法人近畿介 助犬訓練所	奈良市小倉町 1,000 番地	平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
特定非営利活動法人奈良ク ラブ	奈良市藤原町 162 番地	平成 27 年 1 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受
け入れる特定非営利活動法人を追加しようとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第26号を第27号とし、第5号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 腎臓内科

附 則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目に腎臓内科を追加しようとするものである。

平成26年度奈良市病院事業会計
資本剰余金の処分について

平成26年度奈良市病院事業会計のうち、受贈財産として取得した資産の撤去により発生する損失について、受贈財産評価額を源泉とする資本剰余金335,400円をもってうめるものとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

平成26年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

平成26年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金5,135,719,776円のうち、300,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また4,636,577,224円を自己資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救助工作車	救助工作車Ⅱ型	1 台

2 契約金額 99,792,000円

3 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ関西支店
支店長 平田 隆吉

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	高規格救急自動車	1 台

2 契約金額 23,099,040円

3 契約の相手方 奈良市大宮町四丁目459番1
奈良日産自動車株式会社奈良店
店長 北村 肇基

工事請負契約の締結について

奈良市南部土地改良清美事業にかかる第2工区（東谷）整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 第2工区（東谷）整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,379,160,000円
- 4 契約の相手方 奈良市油阪町446番地の6
第2工区（東谷）整備工事森組・岡崎組特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社森組奈良営業所
 所長 藤本 敏夫
 株式会社岡崎組
 代表取締役 岡崎 耕司

第2工区（東谷）整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市米谷町地内

2. 工事規模

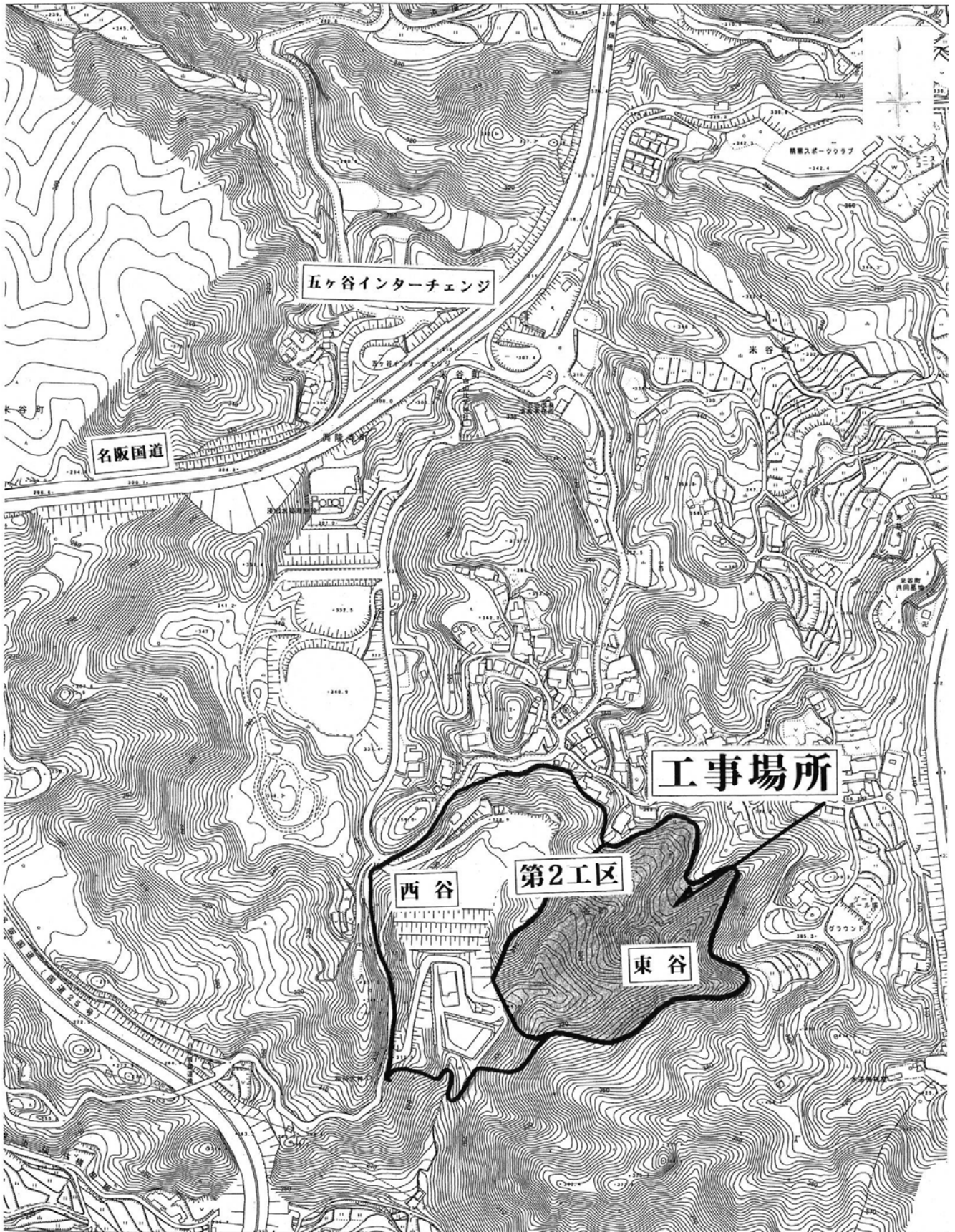
埋立面積 30,600㎡

埋立容量 357,100㎡

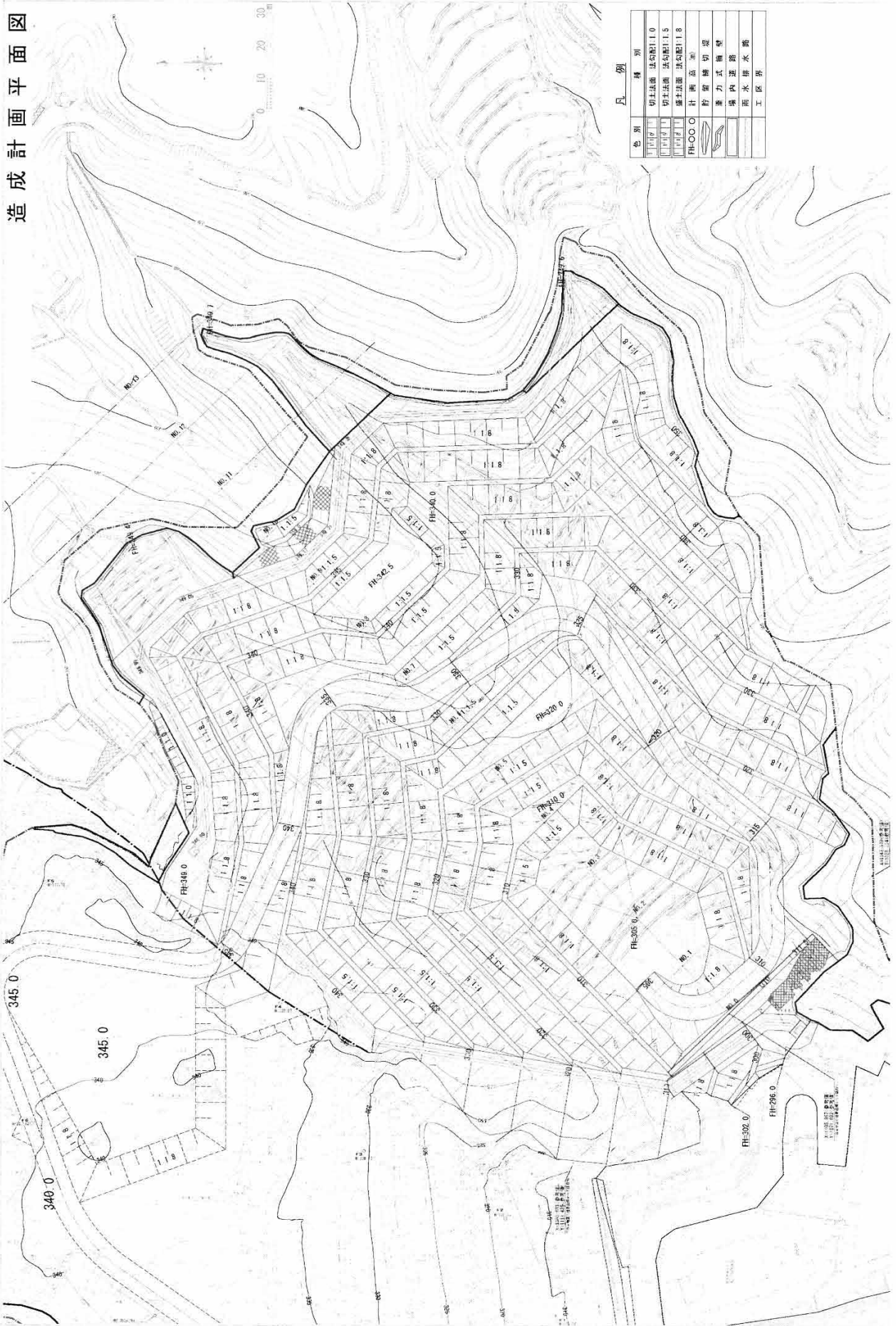
- | | |
|-------------|----|
| (1) 準備工 | 一式 |
| (2) 土工 | 一式 |
| (3) 擁壁工 | 一式 |
| (4) 地下排水工 | 一式 |
| (5) 法面工 | 一式 |
| (6) 遮水工 | 一式 |
| (7) 浸出水集排水工 | 一式 |
| (8) 雨水排水工 | 一式 |
| (9) 道路工 | 一式 |

3. 工期 契約の日から平成29年3月15日まで

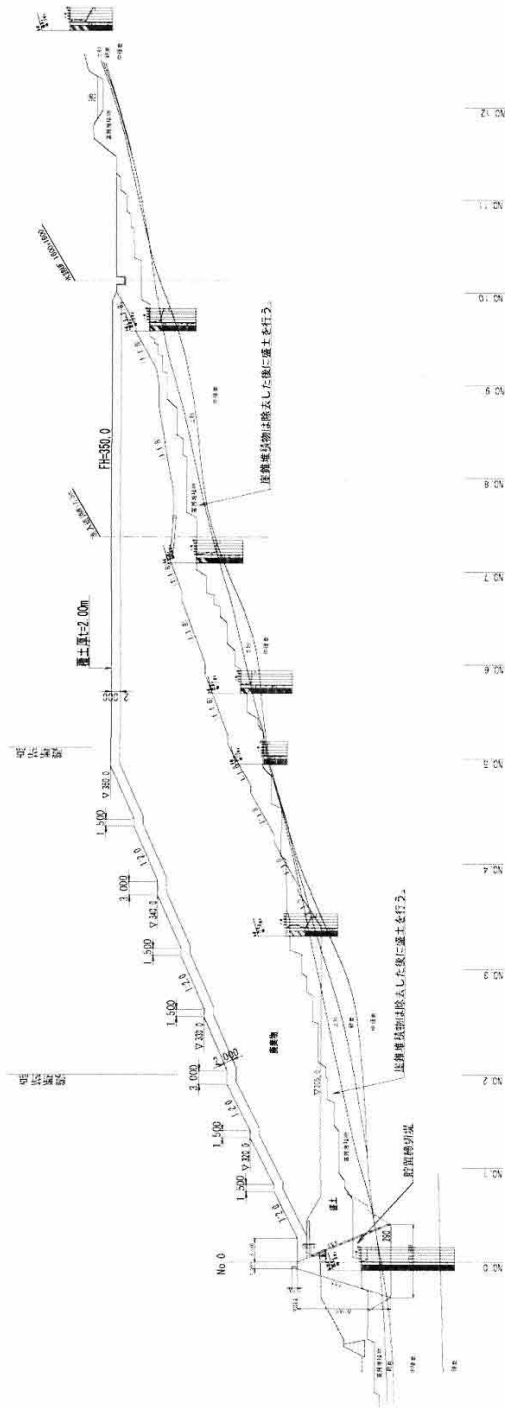
位置図



造成計画面平面図

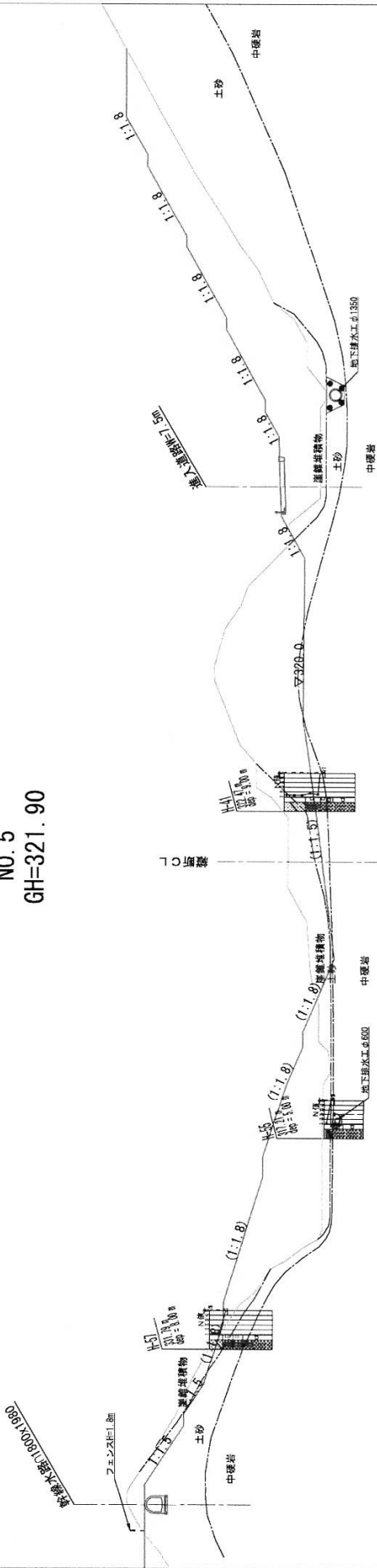


造成縦断面図

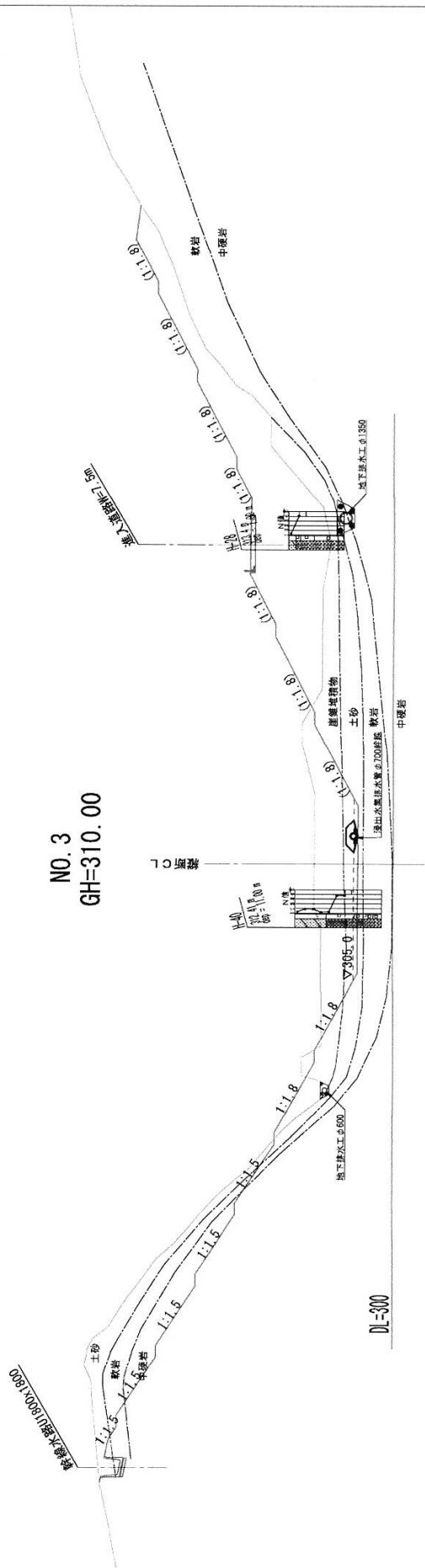


標準断面図

NO. 5
GH=321.90

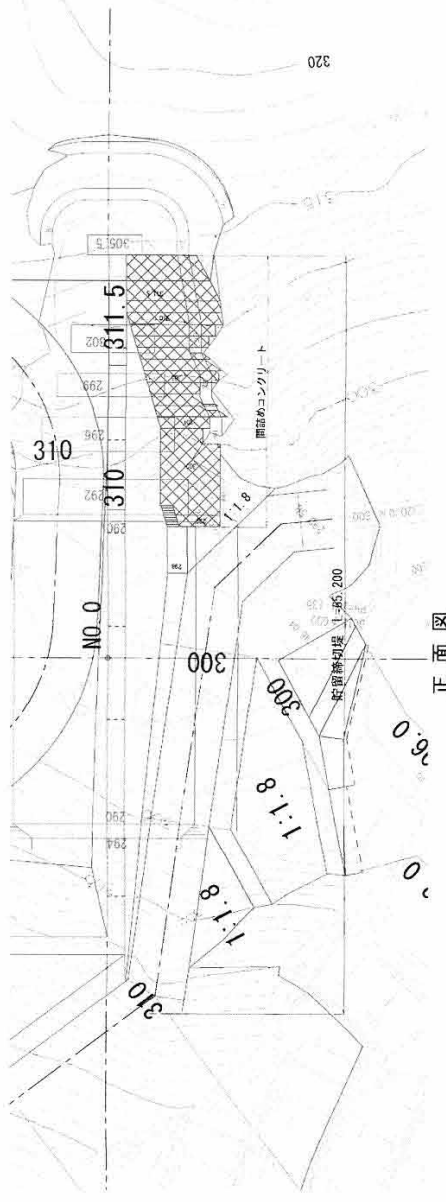


NO. 3
GH=310.00

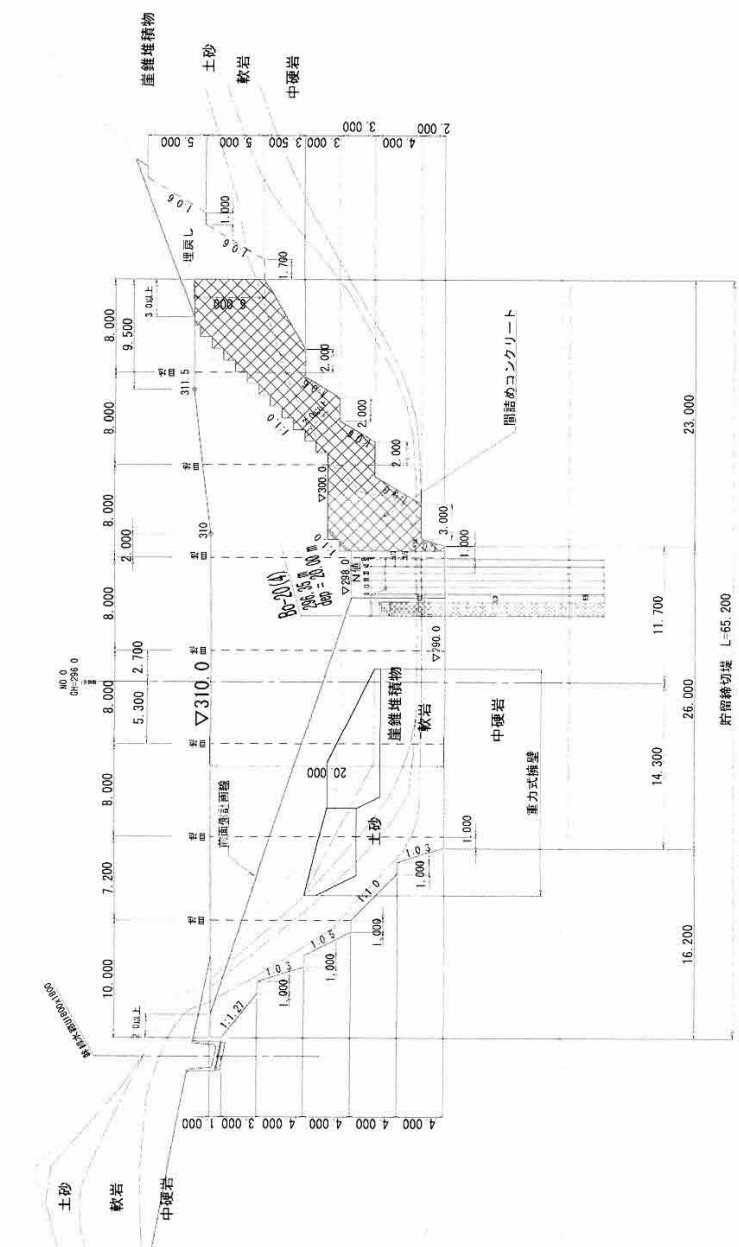


貯留締切堤構造図

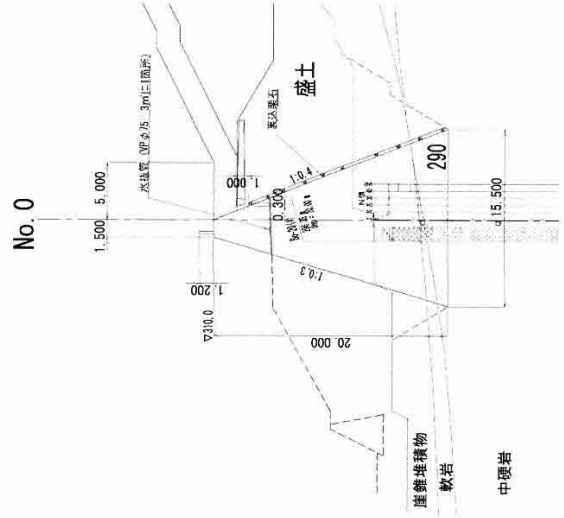
平面図



正面図



断面図



損害賠償の額の決定について

平成26年12月6日午前6時30分頃、奈良市法蓮佐保山一丁目地内において発生した水道管の漏水により、隣接地斜面が崩落し、流出した土砂が民有地内の塀、庭木、庭石等を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 損害賠償の額 17,155,545円

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のように変更しようとする。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約（平成25年7月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する。

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 [REDACTED]

氏名 つ やま やす ゆき
津 山 恭 之

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 津 山 恭 之

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 ■■■■■■■■■■■■

氏 名 須 藤 幸 治

■■■■■■■■■■

履 歴 書

氏 名 須 藤 幸 治
 生 年 月 日 [Redacted]
 本 籍 地 [Redacted]
 現 住 所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]
 [Redacted] [Redacted]


[REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について


人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成27年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 とく だ けん
徳 田 健



履 歴 書

氏 名 松 本 芳 栄
生 年 月 日 [REDACTED]
本 籍 地 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]